合二多本一所一用捨一也。可レ備二証本一。近代以二狩使一事一為レ端之本出来。末代之人今案也。更不レ可レ用レ之。

此物語、古人之説不レ同。或称二在中将之自記一、或称二伊勢之筆作一。就二彼此一有二書落事等一。上古之人、強不レ可レ尋二其作者一。只可レ翫二詞花言葉一而已。

此物語の抄出年来あらましながら、花夷のいとまなくて空く過侍るに、此比八条宮購読つかうまつるへきよし、かしこき仰ごとをたひ〳〵うけ給はり侍るによて、もとよりの心さしもしきりに催されつゝ、三光院内府、そのかみしるよししはへりし長岡といふ所にて御講釈有し聞書、残りとゝまりしをみ出て侍る。其おりの厳命に、予が外祖父環翠軒宗尤、逍遥院殿へ聴聞せしを、『惟清抄』と名付侍りし。即其趣をもて有余不足をわきまへよとはんへりしかは、愚なる心に、かたのやうにひきあはせてしるしつけ侍る。抑、此講義、恵雲院殿、大覚寺准后義俊、聖護院准后道増、其外、宗養、紹巴などにいたりてうけ給はりをよひしを初として、『愚見』『肖聞』等の諸抄をあはせ、御説の儀に随ひて、是を用捨せしむ。『論語』に多聞闕レ疑慎言二其余一則寡レ尤といへり。よて闕疑をもて此抄出の名とす。其心あまれりやたらすやといふべきもの歟。于時、文禄五年仲春十五日に是をおふるものなり。

法印玄旨　在判

此『闕疑抄』、幽斎老新作之所也。旨趣見二奥書一。予又被レ草之時、侍二凡下一。仍被二免許一書写。深秘二函底一莫レ出二窓外一耳。

慶長第二孟冬十五日　　也足叟素然　在判

新板

寛永十九壬午歳孟春吉辰　二条通観音町

風月宗智刊行

解題

1 『志能夫数理』（陽明文庫蔵）

一 性格

本書については、山本登朗氏による論考「橋本公夏の伊勢物語注釈――陽明文庫蔵『志能夫数理』をめぐって――」（光華女子大学研究紀要27、平成元年十二月）また「堯恵と伊勢物語――鉄心斎文庫蔵『堯恵加注承久三年本校合伊勢物語』をめぐって――」（光華女子大学研究紀要36、平成十年十二月初出。のち『伊勢物語論　文体・主題・享受』笠間書院）があり、本稿の内容もそれに多くを負うものであることを最初に申し上げておく。

本書『志能夫数理』の性格は序文に明らかである。そこでは先行する一条兼良の伊勢物語注『愚見抄』の名を挙げ、「何の未書か此の料簡に如かん」と称揚するが、「然りと雖も一流之義円備せるにあらず」と自らの流派の説にとっては必ずしも完全なものではないと言う。また執筆の経緯を「堯孝法印の余薫、洛陽東山の遺老」のもとに通い「一流の家訓を聴聞」したので、「口伝の説の傍らに思ひ寄る節を聊か註し付し」たとし、一書を「二条家相承の後世」に託している。すなわち本書は、二条派堯孝の流れを汲む人物から伊勢物語の講義を受けた人物が、同派所説を書きとどめると同時に自説をも交え、同派に資せんがために纏め上げたものと見ることができる。

二　同名他書との関係

『しのぶずり』或いは『しのぶずり抄』の名を冠した書物は、現在次の三種六本が知られている。

（A）陽明文庫蔵本（本書）
（B）神宮文庫蔵本
（C）鉄心斎文庫蔵本ほか四本

これら三種はそれぞれ内容の違う別の書物であるが、同じ序文を掲げており、その関係について簡単に触れておかなくてはならない。

（A）の本書底本については後述する。（B）の神宮文庫蔵『しのふすり』は、この名を冠してはいるが内容は『愚見抄』『惟清抄』『肖聞抄』と本書（『忍摺』と表記）とを集成したものであり、巻頭には各々の書の序文計四種を掲げている。引用に際しては小字で各書の頭の一字を付して始め、本書については「忍」の記号を用いている。巻末には本書の奥書（後述）のうち「前権中納言　正三位　藤」氏によるものと、『惟清抄』の奥書とを付している。なお今回本書（A）の校訂にはこの（B）所収の引用本文を用いたが、引用箇所の取捨選択は（B）の意により、網羅的に引用してはいないので、十全とはいかなかった。また時に、「忍」記号を付さない箇所に本書と同文の記述が見えることもある。さらに「忍」記号の有無によらず、本文異同や部分的意訳・省略と思われる箇所も稀に見られる。次に（C）については、すでに『鉄心斎文庫蔵伊勢物語古注釈叢刊』に翻刻されており、詳しくはその解題に譲るが、本書と直接重なるのは序文のみで、内容は宗祇による伊勢物語講釈の聞き書きを集成したものである。したがって本来無関係な内容に序文が合体させられたものとおぼしい。

右のように、同名の他書は複数見受けられるものの、序文どおりの経緯により著された本来の『しのぶずり』は（A）の本書であり、他はこれに依拠した編纂物およびこれに名を借りた書というところが事実である。なお現在本書の内容を持つものは底本の陽明文庫蔵本一本が見出されるのみで、いわゆる天下の孤本となっている。

三　陽明文庫蔵『志能夫数理』の形態と作者

定本は縦二四・七センチ、横一八・八センチ。表紙は無地の烏の子紙で、中央上部に薄緑色の題箋を貼り「志能夫数理」と外題する。料紙は楮紙、袋綴の一冊本。所により甚だしい虫損が見られ、特に巻頭部の序文から第五段付近に至る数丁には解読不能箇所が多い。陽明文庫文庫長名和修氏の御教示によれば、書体等から慶長頃の書写と推定される。墨付きの最終丁に次のように二種の奥書を記す。便宜ここでは奥書①・②と呼ぶ。

（奥書①）
此一冊任師説染短毫以愚案令潤色者也。併可謂（謁）『伊勢物語』之淵源者乎。子々孫々可秘之穴賢々々
于時明応第三小春下旬仮記之
于時前権中納言
（正）三位藤　在判

（奥書②）
右此抄者正三位前（権）中納言公夏卿依有（懇望）所□説々聞書□然而重窮精微密被投下□□々数々（染）練

緇ノ浅深汲泾渭之清濁以備当流之玄淵□□秘閑窓堅可被制外見者哉

明応六年[illegible]月
十一日

法印堯恵　在判

奥書①によれば、本書は明応三年十月下旬に前権中納言であった「(正)三位藤」なる人物によって「師の説に任せ」「愚案を以って潤色」し「『伊勢物語』之淵源」にまみえる書として記されたという。前項の神宮文庫蔵「しのふすり」にも①は見えるが、同本にはこれしか付されていないため、署名の人物や「師」が誰かを知ることができない。いっぽう奥書②は現在底本にのみ伝えられるものである。これによりようやく、①の「于時前権中納言(正)三位藤」なる人物は「正三位前(権)中納言公夏」、「師」は堯恵であるということが知られる。また序文と合わせて、公夏が堯恵の『伊勢物語』講義の聞き書きを基盤に自注を付記したという本書成立の経緯が明らかになる。堯恵は堯孝の高弟で明応三年六十五歳であり、序文の「堯孝法印の余薫、洛陽東山の遺老」なる内容にも合致する。

堯恵の教えを受け明応年間に正三位前(権)中納言であった藤原一門の「公夏」とは、『源氏物語』注釈書『うきぎ』の作者でもある橋本公夏である。橋本公夏については、井上宗雄氏の『中世歌壇史の研究　室町後期』第一章5「公家歌人」、また第二章7「僧侶の歌人と常光院流と」にその事跡が触れられ、同氏の「橋本公夏の生涯　中世後期「源氏物語」注釈者伝記の内」(『リポート笠間』3号、昭和四十七年四月)にもさらに詳細が記されている。それらによれば橋本公夏は享徳三(一四五四)年に権大納言清水谷実久の子として生まれ、同族の橋本家を嗣いだ。文明十四(一四八二)年二九歳で参議正四位下、文明十六(一四八四)年従三位、延徳元年(一四八九)三十六歳で権中納言、同三(一四九一)年正三位に叙せられるが、明応元(一四九二)年三十九歳で権中納言を辞した。永正十七(一五二〇)年、六十七歳で出家、法名は友阿。諸伝には「反阿」ともされる。書写山十地坊過去帳によれば天文七(一五三八)年没。但し同帳には八十四歳とあり、年数が合わない。井上氏は或いは天文六(一五三七)年没、享年八十四歳であったかとされている。

公夏は出自からすでに二条派とのゆかりが深かった。公夏の父実久は『康富記』堯孝没伝(康正元年七月五日)に堯孝の養子と記されている。実際には養子として常光院を継いだのは堯憲だが、彼は実久とは年齢の離れた弟という関係であった。ために右の没伝記事は、堯孝没時まだ若年であった弟に代わって兄実久が一時的に常光院を管理したものかとも推測されている。いずれにせよ公夏は父や叔父を通じて二条派堯孝の道統に属し、その流儀を正統として受け継ぐ位置にいた。さらに本書序文および奥書に示すとおり、堯孝高弟堯恵を師と仰ぐ立場にあった。こうして父・叔父・堯恵と、二条流門流を三所から受けた彼であってみれば、本書序文の文言に覗く二条派としての強固な意識も、納得されるところである。書陵部蔵『和歌師資相伝正流血脈道統譜』等には、公夏は堯恵門に入れられ「累年間夙望感其志一流悉相伝」と付されている。書写活動にも足跡を残し、『古今集』『後撰集』『拾遺集』『詞花集』『金葉集』『新古今集』等、晩年にいたるまで続けていた模様である。源氏物語注釈書『うきぎ』も出家後の署名があり、おそらく晩年の作と考えられている(『源氏物語古注釈叢刊』五　中野幸一氏解題)。

公夏は都より地方に在住の期間が長く、しばしば都を長期間留守にした。明応元年に権中納言を辞する前後から備中・播磨と都を往復し、同六年頃には拠点を播磨に移したようである。これは応仁の乱以後の混乱の中、地

方の所領を押領から防ぐために公家自らが下向し直接経営をせざるを得なかったという事情による。決して意のままに文学活動にいそしめる環境にはなかったわけだが、そんな中、公夏が明応四年五月から六年五月にかけて堯憲から古今集を相伝され抄出注としてしたためた『古今集相伝聞書』なる一書が存在するという。本書『志能夫数理』の執筆も丁度その時期に重なっている。序文は堯恵からの講釈聴聞を「蓬蒿の露を払ひ、盛夏玄冬の道を凌」ぐものと記している。時代状況のなか、在国では所領確保に多忙を極めつつも、上洛しては師に教えを乞い和歌の道に情熱を傾けたことが察せられる。

四　「師説」と「愚案」

但しここに問題は、公夏が奥書①に「師説に任せて短毫を染め、愚案を以って潤色せしむる者也」という「師説」と「愚案」の境界が不分明ということである。本書の注釈部分において、堯恵による講釈の内容はどこからどこまでなのか。また公夏自身による独自注はどこがそれにあたるのか。それが明確ではない。堯恵奥書②は「以って当流の玄淵を備へ」とし、いわば公夏著の本書に対して極めを与えたように解される。ところが本書には次のような箇所がある。

涙にそぬれつゝしほる世の人の

□段又業平斎宮ニツカハシ奉ル歌也。業平通神奇特是歟。此斎宮ノ腹ノ子孫高階氏于今不参宮、今年明応六年丁巳歳マテ六百十八年歟。（七十五段）

斎宮が業平の子を産み、その子が高階氏を継いでいるとの巷説自体は、既に『権記（寛弘八年五月二七日）』に見え、珍しいことではない。またその経緯により高階氏が「今年」に至るまで伊勢神宮に参詣しないという書き方は、宗祇流注釈書の同段注に広く見受けられるものである。ただ本書はその年次を「今年明応六年丁巳」とする。これは奥書②の年次に同じである。奥書①によれば本書は明応三年に一応の完成を見ていたとおぼしいが、右注釈年次から解すれば、堯恵はその三年後、公夏著の本書に目を通し奥書②を付す際に、この段の注を付した か或いは書き換えたということになる。それは単なる内容保証というよりも、補足や修正に近い積極的な作業と言うべきではないか。

また本書には次のように、堯恵の師堯孝の姿が垣間見える。

かくしつゝつかうまつりけるを、思ひの外に御くしおろし給うてけり。

…惟喬御クシオロサセ給ヒテ小野ノ山里ニ寂々トシテ籠リオハシマシ侍リシヲ、アリシ世ノ近臣時々ハマイリ訪ヒ奉ラレケルニヤ。ム月ニハ必スマウテゝ慰メ奉リシ事也。先師常ニ夢カトソ思フト打スンシテ涙クミ給ヒシモ、此段ノ事ソカシト、昔オホヘテアハレ也。（八十三段）

おきなさひ人な（とかめ）そかり（こ）ろ□

…然ルニ先老和歌所法印ノ口伝シ給ヒシハ、翁サレタリト云義也トアリ（シカハ）他ノ説ハサモア（ラ）ハア（レ）、師説ヲ今ニ執シ侍リヌ。（百十四段）

八十三段注、法体の惟喬を業平が見舞っての詠「忘れては夢かとぞ思ふ」を誦じては涙ぐむ癖が「先師」にあったとするが、それが堯孝であることは他の資料にも見えて確認される所である。その話が「昔おぼえてあはれなり」と、過去の記憶として自然に語られる。また百十四段では「先老和歌所法印」の口伝の説を「師説」とし、

尊重すると言う。『新続古今和歌集』編纂にあたり和歌所開闔となり、また晩年は法印であった堯孝のことと察せられる。

公夏は堯恵と堯憲からは教えを受けているが、堯孝を直接師と呼ぶ関係にはない。したがってこれらの部分は堯孝弟子である堯恵の注釈箇所と見ざるを得ない。このように、本書の注釈文と地続き的な形で堯恵の注釈が現れることは、本書のかなりの部分が堯恵講釈の筆録であることを憶測させる。結局本書は「師説」を主体とした堯恵著作の聞き書きとするべきなのか、それとも公夏独自注を主体とした、公夏の著作なのか、奥書①が「愚案を以って潤色」という行為の具体的意味をめぐり、今後の研究が待たれるところである。ただ、いずれにせよこれが常光院流堯恵の伊勢物語説を伝える資料であることは明らかである。現在、堯恵の伊勢物語理解を知ることのできる書には曼殊院蔵『経厚講伊勢物語聞書』等があるが数少なく、本書が貴重な一書であることは揺るがないと言える。

五　本書の特徴

本書には、注釈態度に幾つかの際立った特徴がある。その一つが仏教的傾向である。

しら玉か何□と人のとひし時露とこたへてけなましものを

普賢経云

一切業障海　皆従妄想生　若欲懺悔者　端座思実相　衆罪如霜露　恵日能消除　是故応至心　懺悔六情根

（六段）

所謂「芥川」の章段、男の詠歌の「露」について、経典の本文を援用して説明する。これは本書以前の『和歌知顕集』『冷泉家流伊勢物語抄』『愚見抄』、また『肖聞抄』等宗祇流の注釈書には見えないものである。このような経典の引用は本書で他数箇所にも散見される。さらに

いてゝいなは心かるしといひやせん

会者定離盛者必衰ノ世ノ有様ヲ思ヒテ、此聊ナル□□善知識トシテ出ヌルヲ、世間ノ人ハ此無常ノ理ハリヲシラサレハ、我ヲ心カロシトイハント也。女ハ小野小町也。

ねんしわびてにやありけん　小町

（二十一段）

聊ナル心ニテ出家シタル心ニテ、又念シ侘タル也。毎事不定ノ理ヲ書タリ。

では、女が家を出た理由を「無常の理」を知ったがゆえの「出家」としており、これも他の注釈書に見られぬ独自の解釈である。また六十五段注では、帝が経を読誦する部分の注に聖徳太子の仏教普及譚が記される。このように本書の仏教的傾向は、援用資料・解釈そのもの・周辺知識と諸相に及ぶ。

次に、業平礼賛における神秘主義的態度である。

おもふ（事）い（は）て□□□□

…当家ニハ業平元来神ニ通□□□□□□□此ニハ只八（神）成通ヲトナヘ給ヘル大聖釈尊モ唯仏□仏□□□

タリ。□ハ従昔以来未曾顕説ト宣給ヒ維摩無言□□□ハ法身無限ノ密蔵也。然レハ業平即身円融ノ理智非（ス）

（百二十四段）

所及□□説云歌（ノ）心ニヤ。

つゐにゆくみちとはかねて聞しかときのふけふとはおもはさりしを

…伝ニ云業平中将大和国テンノ川ト云所ノ石窟ニ入定由旧記ニミヘタリ。全部ノ言句無（窮ニシテ）普賢三昧ノ教法ニ入、体貌閑麗（不）変ニシテ竜華三会（暁ヲ）期スルト云爾。（百二十五段）

前者は虫食いのため判然としないが、業平歌「思ふこと言はでぞただにやみぬべき我に等しき人しなければ」の理由を、業平が「元来神に通」じており「即身円融ノ理智」で他者の及ばぬところであったがゆえとしているようである。ちなみに『冷泉家流伊勢物語抄』ではこの歌の心を「好色秘事」としていた。また『肖聞抄』（延徳三年本、本大成第三巻所収）では「儀をいはざる処肝心」としていた。それを本書が、「当家」の説として、業平が絶対無二の宗教的存在であったゆえと崇めるのは独自の態度といえる。また後者、業平の最期を「大和国テンノ川ト云所ノ石窟ニ入定由」とする「旧記」は確認できず、この段を往生譚と読むような読解もまた独自のものである。ただ『冷泉家流伊勢物語抄』一書には業平を大日如来の化身とする巻末注が見える。中世初期以降、柿本人麻呂・紫式部が菩薩と見做されたことは周知であり、業平もまたこのように神格化された。本書の態度はその見方をより際立たせたものといえよう。

また、作品理解の態度として、作品の「作物語」性の重視ということが見られた。即ち、伊勢物語を登場人物の歴史的事実と混同せず、後年創作された虚構と見ることで、物語内の諸矛盾を合理的に解決しようという姿勢である。例えば

わするなよ程は雲井になりぬとも

『拾遺集』ニテハ、忠岑カ歌ト心得ヘシ。此物語ニテハ東へ下リケル男ノ歌ト心得ヘシ。『源氏物語』早蕨巻

二

シナテルヤニホノ水海ニコク舟ノマホナラネトモアヒミシ物ヲ

トヨメル歌、サナカラ『万葉集』人丸ノ歌也。カ様ノ事、作物語ノ体也。末ニモ此類アマタアリ。（十一段）

ここには本来『拾遺集』所収の橘忠峅詠であるものを業平歌として取り込む方法がとられているという。いわゆる冷泉家流伊勢物語注などでは忠峅と業平とが友人関係にあったと処理される所で、その中には年代のずれ等に思い至り難渋するものもある。合理的な見方は本書の特徴といえよう。またその「作物語」の作法について『源氏物語』の類似例が援用されている。この部分が尭恵の講釈からあったものか公夏独自の「潤色」に属するものかは不明だが、後者とすればやがて『源氏』注『うきぎ』の作に至る見識が覗いているといえよう。

同じ態度は、いわゆる「つくも髪」の段にも見られる。

かりしありきけるに

中将ノ狩ニ行ケル道ニテ、三郎ナリケル子ノアヒタル也。他説ニ云、名虎ノ娘、文徳ノ更衣、子三人アリ。右大将源顕量・大納言源関、族二人ハ更衣以前ノ男源定国ノ息、三男ハ文徳ノ御子、惟喬ノ親王也。狩場ニテ業平ニ此事ヲ語給ヒシ時ニ、業平右馬頭ナレハ如此書リト云々。不用。モトヨリ作物語ナレハ、此段又誹謔ナリ。（六十三段）

紅葉賀ノ巻ニ源内侍カ作法ノ如シ。

つくも髪の女の三人の子について、名虎の娘の子と考証し惟喬親王も持ち出して業平との関係を説明しようとする「他説」を引用するものの、「不用」と却下、もとより「作物語」であり滑稽譚なのだと片付ける。ここにもまた源氏物語の例が援用されている。なお、右の「他説」は冷泉家流伊勢物語注に見えるものである。

こうした「作物語」認識は注釈に柔軟性をもたらしたようである。基本的に本書には登場人物の官職・年次・

年齢についての詳細かつ長大な注記が少なくないが、その情報の処理方法について序文に

抑物語ノ中（二）人々ノ官ニ付テ年紀相違之出、好古之不審也。是ハ後日ニ書タル（綺語）ナルカ、後ニハ其人之重職又ハ極官ヲ（ノミ云）ツケ侍ルヲ書載テ、其比ノ官ヲ書分サル文躰（也）。

とあり、描かれる内容の年次と登場人物の官職とが矛盾する場合、後年創作の「綺語」ゆえに登場人物の極官が記されたものとの説明している。その理解は本文注釈部分でも繰り返される。ただこの重職・極官記載という原則が、必ずしもすべてを覆うものではない。それについては

左兵衛督なりける在原行平

（中略）前ノ定ナラハ爰ニモ中納言ナリケル在原行平ト書ヘキヲ、左兵衛督ナリケルト書タレハ、猶已前ノ段ニオイテ不審ノ人モ侍ヘシ。是ハ又已前ノ事ヲアリ様ニ書タリ。カヤウノ作物語ハ一偏ニハ侍ラヌ物也。『源氏物語』ナトニモ此体常ニアリ。源氏院号以後猶オトゝノ君ト書タリ。是日来アツケタルニヨリテ也。（百一段）

と融通無碍な態度を見せている。なおここでも源氏物語での例が援用されている。本書は、源氏物語を「作物語」の手本とし、その中に伊勢物語解釈に通用する作法を見出そうとしているとも思われる。

他には、他流の説について、「他説ニハ」「他家ニハ」等として長大な注釈を記した後、「当家ニハ曽以不用」等、一言でそれを却下する箇所が少なくない。これは他の幾つかの注釈書にも見られる態度である。或いは古注は写本への書入れとして本文と密着的に流布しており、それを基盤とする注釈書に反映されたかとも想像される。

次には、伊勢物語所収歌の勅撰集等入集状況に対する詳細な記述である。本書は伊勢物語所載歌中二百十二首について何らかの注を施している。本書依拠（百二十五段本）と同系の天福本系の善本である学習院大学蔵三条西家旧蔵本伝定家筆本の所載歌数は二百十三首であるので、本書は、伊勢物語所載の歌についてはほぼ網羅的に注記を施しているといえる。またその多くにおいて、所収歌集・巻名・作者、時には詞書や異同についても、事細かに記している。勅撰集歌でない場合には「不入撰集」とその旨記される。こうした注記が見られる歌は二百一首、見られないもの十一首である。このように本書は所載歌、特にその勅撰入集状況に注視している。さらに、本書には所々に「定家自筆本」「定家卿自筆ノ本ノ注」なる言葉が散見する。堯恵講釈時か公夏の執筆時か、少なくともいずれかの時彼らは傍らに当該の書を携えていたとおぼしい。注釈中には当該書からの引用もあり、その点でも注目される。

（山本淳子）

2 『経厚講伊勢物語聞書』（曼殊院蔵）

一 書誌・伝来・伝本

曼殊院蔵『経厚講伊勢物語聞書』は、巻子本三巻。上巻・中巻の表紙は雲紙で、そこに「伊勢物語聞書上（中）　覚恕御筆」と外題が直書されている。下巻の冒頭部には損傷があって、原表紙も失われているが、現在は補修が施され、新しく補われた白紙の表紙に「伊勢物語聞書　覚恕御筆　三巻之内」と直書されている。本文の料紙は斐紙で、三巻とも縦約二十八センチ。なお、本聞書は、その影印が「京都大学国語国文資料叢書五『経厚講伊勢物語聞書　曼殊院蔵』」（昭和五三年・臨川書店）として刊行されている。

本書は、曼殊院第二十七代門跡覚恕准后の遺墨として、「金蓮院宮覚恕准后御筆」と記された紙袋の中に、他の遺墨とともに一括して収められて同院に伝来する。覚恕准后は、後奈良院皇子として大永元年（一五二一）に誕生。曼殊院に入り、元亀元年（一五七〇）に天台座主となったが、翌年九月、織田信長の焼き討ちによって叡山は焼亡、覚恕准后も座主の座を退き、その後十二年間、叡山再興に至るまで座主は空席であった。座主退任の三年後、天正二年に、准后は五十四歳で薨去している。

本聞書が、堯恵流の古今伝授の継承者である鳥居小路経厚による伊勢物語講釈の内容をまとめた聞書であることは、三巻それぞれの末尾に記された、天文十二年（一五四三）の経厚の加証奥書によって明らかである。鳥居小路家は、代々青蓮院の庁務を勤める家柄であり、経厚も大永七年（一五二七）に青蓮院庁務となり、隠退までの十四年間三人の門跡に仕え、その後、天文十三年（一五四四）に六十歳でこの世を去っているが、その間、すぐれた歌学者として活躍し、本聞書のほかに古今伝授の際の『口伝』（影印、『曼殊院蔵古今伝授資料』第七巻・平成四年・汲古書院）や『百人一首聞書』（翻刻、「百人一首経厚抄」『百人一首注釈書叢刊』二・平成七年・和泉書院）、『愚問賢注聞書』、『名所百首和歌聞書』（影印、昭和五八年・福武書店）などの講釈聞書や、『古今集序注』などの著作が知られており、また『経厚法印日記』（『改定史籍集覧』二五）も一部が残っている。

大津有一氏『伊勢物語古註釈の研究』（昭和二九年・宇都宮書店、増訂版・昭和六一年・八木書店、第二章第十四）には、同じ内容の聞書の伝本として、尊経閣文庫蔵伝尊鎮親王筆本と所在不明の他一本の、二種類の伝本がすでに紹介されている。このうち、尊経閣文庫蔵伝尊鎮親王筆本は、上中下三巻の区切りや本文について本書と一致する点が多く、両者は親しい関係にあることが推測されるが、本書の紙背に記されている裏書が伝尊鎮親王筆本では表の本文の間に書かれていることや、両者の本文の比較から、本書の方が、伝尊鎮親王筆本よりもより原形を伝えていることが確認される（前掲影印の解説を参照）。なお、今回の翻刻にあたって、底本に損傷があって本文が一部欠けている下巻冒頭部の本文補完をはじめ、底本の本文の問題箇所などについて、この尊経閣文庫蔵伝尊鎮親王筆本の本文を参照した点が多い。大津氏『伊勢物語古註釈の研究』に冒頭部が紹介されている所在不明の他一本については、「袋綴。第六十二段までの零本一冊」ということ以外に、いま詳細を知り得ない。

経厚から伊勢物語の講釈を受け、本聞書をまとめた人物の名はどこにも記されていないが、経厚から尊鎮親王に古今伝授が伝えられたことが知られており（新井栄蔵氏「桜町上皇勅封曼殊院蔵古今伝授一箱」『国語国文』

昭和五十一・七月、新井栄蔵氏・浅見緑氏・前掲『曼殊院蔵古今伝授資料』第七巻解題）、覚恕准后との関係やその他の事情から考えて、本聞書の原書者も尊鎮親王であった可能性がきわめて大きい。尊鎮親王は、後柏原院の皇子で覚恕准后の叔父にあたる。九歳で青蓮院に入室、大文十年（一五四一）に天台座主となり、同十九年（一五五〇）に四十七歳で没した。本書は、この尊鎮親王が烏丸小路経厚の講釈をまとめた聞書の原本から、直接ないしは何らかの経路を経て、覚恕准后によって筆写された、現在知られる中ではもっとも原本に近い一伝本と考えられる。

本聞書にはまた、伊勢物語の全文がすべて省略されることなく掲出され、下巻末尾には武田本の奥書が記されている。山田清市氏が『伊勢物語の成立と伝本の研究』（昭和四七年・桜楓社、第二章第一項）で紹介された鉄心斎文庫蔵泰昭筆亨禄四年武田本の奥書によれば、定家自筆武田本原本を後柏原院が筆写した宸筆本を、経厚は尊鎮親王から「恩借」して書写しているが、本書の伊勢物語本文は、山田氏が後柏原院宸筆本の本文として推定されたものと一致している。本書に掲出されている伊勢物語本文は、このように、注釈とは別の経路によって、皇室から尊鎮親王に伝えられた、由緒正しい武田本であったと考えられる。

二　注釈の内容と性格

室町時代後期以降、連歌師宗祇の流れをうける古典学がさまざまな階層に広く浸透していったのに対し、本来二条流の正統な後継者であったはずの堯憲や堯恵の系統は、次第にその力を失っていった。伊勢物語についても事情は同じであって、宗祇流の伊勢物語注釈が数多く現存しているのに対し、堯憲・堯恵流の伊勢物語注釈とし

てこれまでその存在が報告されたものは、本書をのぞけば次の三種類にすぎない。しかしながら、堯憲・堯恵流、特に堯恵の伊勢物語注釈の内容については、これらの注記からそのおおむねをうかがうことが可能である。

①『志能夫数理（しのぶずり）』
（堯恵の教えを受けた橋本公夏（きんなつ）が明応三年〈一四九四〉に書いた注釈書。陽明文庫蔵。本巻に収録。）

②『後土御門院宸筆伊勢物語聞書』
（堯憲・堯恵が明応七年〈一四九八〉に宮中で講釈を行った際の、後土御門院による聞書。東山御文庫蔵。冒頭部のみ『宸翰英華』に影印・翻刻。他は未公開。）

③『堯恵加注承久三年本校合伊勢物語』
（堯恵が、延徳三年〈一四九一〉に、所持する伊勢物語に承久三年定家自筆本の本文との異同を書き加え、さらに行間に注記を記した本を、人を介して天文二年〈一五三三〉に伝えられた蓮如の子の兼俊が、さらに他本との異同を加えた本。鉄心斎文庫蔵。山本『伊勢物語論　文体・主題・享受』平成一三年・笠間書院・第三章六参照。）

宗祇流注釈と堯恵流注釈の内容には共通する部分も多いが、たとえば、初段の「うゐかうぶり」について、宗祇がこれを元服の意に解するのに対し、堯恵は叙爵、すなわち主人公が五位に叙せられたことを言うとする。このように、本来は同じ二条流から出たはずの宗祇流と堯恵流の説は、しばしば大きく異なっている。

本聞書の序の末尾には、次のような記述が記されている。

此一部ヲ読ニ古注ノ儀ト云事アリ。二条家ニハ此儀不用之。

ここで言われているように、堯恵流の伊勢物語注釈も、宗祇流と同じように、「古注」すなわち冷泉家流の伊勢物語古注を否定している。しかしながら、実際には宗祇流と比べると、その古注否定の態度は、いまひとつ明瞭とは言えないように見うけられる。たとえば、本聞書の第二段注には、

此女、誰トモ不指之。惣而男女ニ付テ其名ヲ不顕、其人トイハヌヲ当流ノ義トス。是、古注ヲ破センガタメナリ。

と、物語の登場人物にすべて実名をあげる古注の方法が、あらためて否定されているが、しかし、そこに加えられている「是、古注ヲ破センガタメナリ」という説明は、要するに否定するための否定ということであって、一方の宗祇の注が、

名のあらはれぬをば誰ともなくてをくべし。…和歌の読人不知のごとし。（『肖聞抄』文明九年本）

などと、「和歌」すなわち勅撰和歌集の事例を持ち出して論理的に説明しているような否定の根拠が、ここにはいっさい示されていない。

これ以外の個々の注記の問題については、前掲影印の解説や前掲『伊勢物語論　文体・主題・享受』に譲ってここでは省略するが、宗祇が新しい方法を大胆に持ち込んで、それまでになかった新鮮な解釈を展開したのに対し、堯恵流の注釈内容は、古今集などの注釈でもそうだったように（山本「堯恵流古今説の方法と展開」『古今集の世界・伝授と享受』昭和六一年・世界思想社）、伊勢物語についても全般的に保守的であったということができる。だが、そのような不徹底な保守的注釈こそが、逆に、宗祇流の注記よりも、本来の二条流の伊勢物語理解の内容を忠実に伝えていた可能性が大きいと考えられる。堯恵流が、一世を風靡しつつあった宗祇流からの影響を受けていたことも否定できないが、その影響の可能性を視野に入れてもなお、当時の伊勢物語注釈の実態を全体的に把握しつつ、宗祇の古典注釈を相対化し、その源泉である二条流古典学の本来の姿を考えるために、堯恵流注釈書の存在はまことに貴重なのである。

本聞書の第二十三段注には、

かうちの国高安のこほりにいきかよふ所トハ、古注ノ心者、佐伯（サイキ）ノ忠雄（タヽヲ）ガ女ト云之。当流ニハ、如此ノ在所実名、不指之。

と、高安の女の名を「佐伯（サイキ）ノ忠雄（タヽヲ）ガ女」とする冷泉家流伊勢物語古注の説を否定する注記が見えるが、この部分、本巻収録の『志能夫数理』には、

高安郡。丹波介佐伯忠雄ガ娘ニ通ズ。

とあって、本聞書が否定している「古注」の説が、そこではそのまま自説として主張されている。そして、さきに③として紹介した『堯恵加注承久三年本校合伊勢物語』でも、同じ部分に、

高安郡司丹波介佐伯之忠雄ガ娘ニ通。

という注記が記されていて、その注記は『志能夫数理』の注記に、表現までよく似通っている。このように『志能夫数理』と『堯恵加注承久三年本校合伊勢物語』の所説が一致し、本聞書とは異なっているという事例は、この他にも数多く見出される。

その相違する注記の内容から見ても、また成立年時から考えても、『志能夫数理』等の注記の方が、本聞書よりも、堯恵その人の注釈ないしは講釈の本来の姿を忠実に伝えている可能性が大きい。さきにも見たように、烏

居小路経厚は堯恵の高弟としてさまざまな作品の講釈をおこない、多くの講釈聞書を残してもいるが、すぐれた歌学者として活躍した人物であっただけに、その晩年の講釈を記録した本聞書には、かつて伝授された堯恵の所説が多くの部分で忠実に継承されていると同時に、経厚自身による、その後の新しい考察の成果もまた、数多く示されていると考えられるのである。

三　声点・朱筆・頭注・貼紙

本聞書には、百数十カ所におよぶ多量の朱声点がほどこされている。経厚は堯恵から『古今声句声点聞書』を伝授されているが、そこからもわかるように、堯恵流の古今伝授は声点を重んじることをひとつの特徴とする。その姿勢が伊勢物語についても同じであったことが、これらの朱声点によって確認される。また、これらの声点の中には、注記の内容と密接に関連して加えられているものもあって、その存在は軽視できない。これらについては、翻刻本文に加えた①②…の記号に留意のうえ、付載の「朱声点」を参照されたい。

また本書には、頭部の余白に書き入れられたいわゆる頭注が、六カ所に見られる。その中には、下の本体部で書き漏らした部分を書き加えた補訂も見えるが、他方、宗祇の講釈聞書である『肖聞抄』をさす「肖聞」や、称名院・三条西公条をさすと思われる「称」の記号が付された注記も見え、流派を越えた研鑽を示すものとして、その性格が注目される。二枚の貼紙に書かれた注記も含め、これも翻刻本文に加えた《貼紙イ》～《頭注ト》の記号に留意のうえ、付載の「頭注・貼紙」を参照されたい。

なお、前述した裏書については、翻刻本文に加えた《裏書A》～《裏書S》の記号に留意のうえ、付載の「裏書」を参照されたい。

本書の翻刻をご許可くださった曼殊院門跡御門主・山口円道氏に、心より御礼申し上げる。

（山本登朗）

3 『伊勢物語闕疑抄』　寛永十九年刊本』（鉄心斎文庫蔵）

一　底本について

伊勢物語の学も含めた宗祇・三条西家流の古今伝授は、宗祇から三条西実隆へ、さらにその子の公条、孫の実枝へと伝えられたが、実枝の子の公国が幼少だったため、実枝からいったん弟子の細川幽斎に授けられた。その後、古今伝授は、幽斎を起点にして、皇室や堂上公家から町人層に至るまで、さまざまな階層へと広まってゆく。

幽斎の古典学は、そのように広範かつ大きな影響を後世に与えたが、その幽斎によって書かれた伊勢物語注釈書『伊勢物語闕疑抄』についても、事情は同じであったと考えられる。広く読み続けられた結果、現在も『闕疑抄』の写本は数多く残されているが、それだけでなく、同書は何度も繰り返し版本として印刷・刊行されている。『闕疑抄』が後世に与えた大きな影響の中には、刊行されたそれらの版本を介してのものが多く含まれていたのではなかったかと考えられる。そのような観点から、ここでは、江戸時代の人々がもっとも多く目にしたと思われる版本（寛永十九年本）をできるかぎり忠実に翻刻して、当時の流布本の姿を示すことにした。なお、『伊勢物語闕疑抄』の写本の翻刻としては、すでに片桐洋一氏『伊勢物語の研究［資料篇］』（昭和四四年・明治書院）に京都府総合資料館蔵法眼祐孝筆本の翻刻が収められている。また、『新日本古典文学大系　竹取物語・伊勢物語』（秋山虔他校注・平成九年・岩波書店）には「付録」として、本書と同じ寛永十九年版本の翻刻が収められているが、本書の翻刻と同書のものには若干の違いがある。

『伊勢物語闕疑抄』の写本・版本については、大津有一氏『伊勢物語古注釈の研究』（昭和二九年・宇都宮書店、増訂版・昭和六一年・八木書店）、田中宗作氏『伊勢物語研究史の研究』（昭和四〇年・桜楓社）等に記されているのでここではその詳細については触れず、寛永十九年版本を底本に選んだ理由だけを説明しておく。幽斎自身の跋文によって文禄五年（慶長元年・一五九六）に成立したことが知られる『伊勢物語闕疑抄』は、成立後ほど遠からぬ時期、おそらくは慶長年間のうちに、早くも古活字版として数度にわたって刊行された。『闕疑抄』の古活字版は、川瀬一馬氏『古活字版の研究』（昭和一二年・安田文庫、増訂版・昭和四二年・ＡＢＡＪ）、『鉄心斎文庫所蔵伊勢物語図録・第九集・近世の出版文化と伊勢物語注釈』（平成七年・鉄心斎文庫伊勢物語文華館）等によって十行本一種と十二行本三種の現存が確認されている。細川幽斎は慶長十五年（一六一〇）に七十七歳で没しているが、著述されたばかりのこの真新しい注釈書は、おそらくはその著者の生存中かと思われる時期に、すでに数度にわたって古活字を用いて刊行されたのである。

古活字版刊行の後、『伊勢物語闕疑抄』は引き続き整版本として繰り返し出版されてゆく。まず最初に、刊記がなく出版年次も不明な無刊記整版本が刊行されたと考えられる。その無刊記整版本のうち一部の本には、冒頭総論部の『知顕抄』に対する批判を述べた部分の「其外胡乱なる事のみなり」の「胡乱」に「コラン」という誤った読み仮名が付けられているが、無刊記整版本でも他の多くの本では、それが「ウロン」と訂正されている。読み仮名は古活字版には見られず整版本になって付けられるようになったものだが、このような誤りと修正の様

相から、無刊記整版本がおそらくは最初の整版本であったこと、そしてその無刊記整版本にも何種類かの異版のあったことが推測される。初期の整版本に見られるこの種の誤りは版が改まるごとに少しずつ訂正されたらしく、以後の整版本には比較的少なくなる。無刊記整版本に次いで刊行されたのが寛永十一年（一六三四）版本であったと考えられるが、寛永十九年版本は、その寛永十一年版本の版面をそのまま用いつつ、若干縮小して周囲を単郭で囲んだものである。それ以降にもなお数度にわたって出版され続けた『闕疑抄』版本の多くは、この寛永十九年版本の後刷りまたは模刻であった。すなわち寛永十九年版本は、『伊勢物語闕疑抄』の版本としてのそれなりに完成した形、言いかえれば固定した姿を作り上げた本だったと言ってよい。ここでは、その寛永十九年版本を底本に選び、鉄心斎文庫所蔵本（注版一〇二）を翻刻した。

鉄心斎文庫所蔵の『伊勢物語闕疑抄』寛永十九年（一六四二）版本（注版一〇二）は、袋綴二冊。縦二八・〇糎、横一九・二糎。紺地無地表紙。丁付けその他によって、寛永十九年版本は本来五冊本であったことが知られ、その五冊の形を今に残している版本も多く現存するが、底本はそれを二冊に合冊している。上下冊それぞれの表紙には原題箋が貼られているが、そこには「闕疑抄　一之二」「闕疑抄　三之五」という文字が刷られていて、底本が当初から二冊本の形を取って刊行されたことが知られる。本来の第一巻は二三丁、第二巻は三二丁で、現在の上冊は計五五丁。第三巻は三三丁、第四巻は三一丁、第五巻は三七丁で、現在の下冊は計一〇一丁。ただし底本は第三巻末尾の第三十四丁を欠いているので、本来の下冊は一〇二丁だったことになる。翻刻にあたっては、この落丁分を、刊記中の「風月宗智」という版元名だけを削って刊行された、同じ鉄心斎文庫所蔵の寛永十九年版本後刷り本（注版一〇）で補った。

二　『伊勢物語闕疑抄』の成立と性格

『伊勢物語闕疑抄』の巻末には、幽斎自身による跋文が記されている。それによれば、この注釈書は、後陽成天皇の弟で桂離宮の造営で名高い八条宮智仁親王の下命によっておこなわれた講釈のために記された草案をもとに、まとめられたものであったと考えられる。その講釈が文禄五年（一五九六）三月二一日から十二回にわたって、智仁親王以外の聴衆もまじえて行われたことなど、詳細は大津氏『伊勢物語古注釈の研究』に記されているが、ここであらためて注目しておきたいのは、その講釈が、幽斎の外祖父である清原宣賢の『伊勢物語惟清抄』（本大成第四巻所収）をふまえ、その内容を修正補足するかたちでおこなわれたことが、上述の跋文に次のように明記されていることである。

> そのおりの厳命に、予が外祖父環翠軒宗尤、逍遥院殿へ聴聞せしを、惟清抄となづけ侍りし、則その趣をもて有余不足をわきまへよと侍しかば、をろかなる心に、かたのやうに引合てしるしつけ侍る。

この後、跋文には、『惟清抄』の修正補足に用いられた数多くの注釈書の名が列挙されているが、実際に『闕疑抄』の注記を分析してみると、その注記の多くの部分は『惟清抄』の注記に一致しており、跋文の記述が事実であったことが確認できる。その中には、第二五段、三五段、五一段、六八段などの注のように、ひとつの章段の注記がすべて『惟清抄』と一致する場合も多く見られる。すべてではなくても、ほとんどの注記が『惟清抄』と一致する章段の数は、はるかに多い。これらの注記を、幽斎が自分の考えによって記した『闕疑抄』固有の注記と考えてよいかどうか、疑問が残ると言わざるを得ないであろう。

このように『惟清抄』をふまえながらおこなわれた、智仁親王に対する幽斎の講釈の実態を伝える貴重な資料として、その講釈を智仁親王自身がその場で書き留めた自筆の「伊勢物語講釈聞書」原本が、幸いにも残されている（大谷俊太氏の御示教による）。宮内庁書陵部蔵の智仁親王自筆『聴書抜書類』（三五二―六）に収められたその「聞書」は、いかにも当座に記された原本らしく、数少ない要点だけを速筆で簡潔に記録したもので、横本（縦一五・〇cm、横二三・八cm、一面十数行）十面と一行に、講釈第二度（三月二十二日）の第四段から第十二度（四月十八日か）の第一二三段までの講釈内容が、きわめて断片的に記されている。

その断片的な筆録を『闕疑抄』の注記と対照しながら読んでまず注意されるのは、智仁親王によって書き留められた記述に、『惟清抄』と一致するものがほとんど含まれていないことである。当時広く書写されて広まっていたと考えられる『惟清抄』の記述が親王によってあらためて書き留められていないことは、いわば当然とも言えるが、この事実は、幽斎の講釈が、上述の跋文のようにあくまでも『惟清抄』を基本書としてふまえつつ、それを修正補足する形で行われたことを、別の面から証明していると考えられる。

その上で次に注目されるのは、智仁親王の聞書に、「三光院説」と標示された記述が数多く見出されることである。「三光院説」とは言うまでもなく、幽斎が伝授を受けた三条西実枝の説であり、幽斎は『闕疑抄』跋文の前引部の前に、自らが三条西実枝から伊勢物語の講釈を受けたこと、その際の聞書も残されていることを、

三光院内府、そのかみしるよしはべりし長岡といふ所にて、御講釈有し聞書、残りとどまりしを見いで侍る。

と記している。きわめて断片的に記されている親王の聞書に、その三条西実枝の説が、「三光院説」という標示を伴って数多く書き留められているという事実は、『惟清抄』を補訂するものとして用いられた数多くの注釈の中でも、やはり三条西実枝の説が、ほかならぬ幽斎が伝授を受けた正統かつ貴重な説として、講釈の場でひときわ重要視されていたことを明らかに示していると言えよう。

ところが、それら親王聞書の「三光院説」は、『闕疑抄』の注記の中では「三光院説」と標示されることはほとんどなく、わずかな例外以外はすべて「御説」という標示を伴って記されている。この「御説」という標示は、『闕疑抄』にはきわめて数多く、三十箇所を越える部分に用いられているが、その内容を他の注釈書と対照してみると、その中には、実枝の説の他に、古く宗祇以来伝えられている説や、実枝の祖父の三条西実隆の説、父の三条西公枝の説が、それぞれ数多く含まれていることが確認される。講釈の際には明示されていたはずの「三光院説」は、『闕疑抄』の中では、一部の例外を除いて、意図的に、宗祇・三条西家流の代々の説と見分けがつかない形に変えられているのである。

このように『闕疑抄』が三条西実枝の説の明示をことさらに避けている、その理由を、いま確定することは困難だが、そのひとつの背景として考えられるのは、『闕疑抄』が、講釈の場の聴衆のような限られた顔ぶれとは異なった種類の、より広い不特定な読者を想定して書かれているのではないかということである。幽斎から三条西家流の伊勢物語の説を聞くことを許された、歌学についてすでに高度な知識を持った人々にとって、実隆、公枝、実枝と続いた三代それぞれの所説の微妙な違いや変化は、三条西家流の説を正しく理解するためにぜひとも知っておきたい、きわめて重要な関心の対象であったと考えられるが、一般の人々にとって、そこまでの詳細な情報はむしろ不必要だったのではないか。彼等にとって重要だったのは、それがまぎれもない三条西家流の説で

あるという一種の権威付けであって、三条西家流内部の説の相違についての知識は、それほど求められていなかったのではないかと考えられる。そしてまた一方、三条西実枝自身の講釈を受けてその所説を授けられ託された幽斎にとっても、その内容を、誰が読むともしれない『闕疑抄』に、三光院の名とともに掲げることは、やはり憚られることではなかったかと考えられるのである。

三　伊勢物語注釈書の変化と『伊勢物語闕疑抄』

『伊勢物語闕疑抄』以前の室町時代の歌道伝授は、限られた顔ぶれだけを対象とする講釈による伝授を重視し、その記録としては、聞き手の聞書だけが残されることが多かった。その聞書が書写されて、『伊勢物語肖聞抄』や『惟清抄』のように注釈書として広まっていくこともあったが、伝授の系譜から独立した存在である一条兼良の『伊勢物語愚見抄』や和歌だけを注釈した宗祇の『伊勢物語山口記』などの例外を除けば、講釈をおこなった方の師匠がその講釈内容のすべてを注釈書の形にまとめて世に広めることは、講釈を通じた直接対面の形の伝授を重視する立場から、むしろ避けられていたと考えられる。ところが、『伊勢物語闕疑抄』は、智仁親王に対する講釈の内容を、堂々と公開しているのである。

実は、『闕疑抄』成立以後になると、同様の事例は輩出し、講釈内容の公開は、むしろ一般的なことがらになってゆく。加藤盤斎の『闕疑抄初冠』は、『闕疑抄』をもとにしてそこに頭書を加えた注釈だが、その自序の記述に従えば、三千院盛胤親王に対する講釈の内容をまとめたものかと考えられる。また、乗阿の説を切臨がまとめた『伊勢物語集注』の跋文には、乗阿が後陽成天皇の「勅をうけ」て「和歌の道」を述べたことが記されている。それぞれの注釈内容と講釈の関わりはさまざまであろうが、ともかくもこれらの注釈書は、『闕疑抄』も含め、貴顕に対して行った講釈を序や跋で誇らしげに語ったうえで、その内容をむしろ積極的に一般に披露するものとして作られているのである。『闕疑抄』をはさんで、以前と以後とでは、伊勢物語の注釈書のあり方をめぐる、大きな時代の変化があったと言わねばならない。『闕疑抄』は、その結節点に位置する注釈書なのである。

さきに例示した『闕疑抄初冠』や『伊勢物語集注』は、版本として刊行されている。というよりもむしろそれらは、版行のためにまとめられた注釈書ではなかったかとも考えられる。さきに述べたように、『伊勢物語闕疑抄』もまた、著者の生存中かと思われる時期に、すでに数度にわたって古活字を用いて刊行されていた。『闕疑抄』には多くの写本も残されており、『闕疑抄』がそもそも版行を前提にした、版行のためにまとめられた注釈書だったかどうかは不明と言わざるを得ないが、著者の存命中ないしはその没後ほど遠からぬ時期に版行された伊勢物語注釈書は、『闕疑抄』以前にはもちろん存在しない。その面でも『闕疑抄』は、変化の時代に作られた、新しい形の注釈書だったと言ってよい。

『闕疑抄』のすべての版本には、幽斎の自跋の後に、幽斎に師事した中院通勝の奥書が記されている。中院通勝の名前はまた、伊勢物語のはじめての絵入り版本である「嵯峨本伊勢物語」の巻末にも記されていた。『闕疑抄』の成立や版行にも、「嵯峨本伊勢物語」の場合と同じように、中院通勝が深く関わっていた可能性は小さくないと思われるが、いまは省略して後考を待ちたい。

（山本登朗）